

島根県消費生活条例（抜粋）

平成17年10月1日施行

（消費者基本計画）

第8条 知事は、消費者施策の計画的な推進を図るため、消費者施策の推進に関する基本となる計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 消費者施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、消費者施策の計画的な推進を図るために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（苦情処理及び紛争解決の促進）

第27条 知事は、消費者から商品等に関する苦情の申出があったときは、速やかに、その調査を行い、解決のため、あっせん等に努めなければならない。この場合において、知事は、市町村との連携を図りつつ、主として高度の専門性又は広域の見地への配慮を必要とする苦情の処理のあっせん等を行うものとするとともに、多様な苦情に柔軟かつ弾力的に対応するものとする。

2 知事は、前項前段のあっせん等を行うため必要があると認めるときは、当該苦情に係る事業者、消費者その他関係者に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 知事は、消費者の苦情が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようにするため、人材の確保及び資質の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

4 知事は、市町村が行う苦情の処理について、必要に応じ、技術的助言、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

（消費生活審議会のあっせん等）

第28条 知事は、前条第1項の規定により申出のあった消費者の苦情のうち、解決の困難なものについては、島根県消費生活審議会のあっせん等に付することができる。

2 島根県消費生活審議会は、あっせん等のため必要があると認めるときは、関係者から意見を聴き、又は関係資料の提出を求めることができる。

（島根県消費生活審議会の設置）

第34条 知事の諮問に応じ、消費者の利益の擁護及び増進に関する重要な事項を調査審議するとともに、第28条第1項の規定によるあっせん等を行うため、知事の附属機関として島根県消費生活審議会を設置する。

島根県消費生活条例施行規則（抜粋）

平成17年10月1日施行

（組織）

第16条 島根県消費生活審議会(以下「審議会」という。)の委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する委員18人以内をもって組織する。

- (1) 消費者を代表する者
- (2) 事業者を代表する者
- (3) 学識経験を有する者

（任期）

第17条 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第18条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（苦情処理部会）

第19条 審議会に苦情処理部会を置く。

- 2 苦情処理部会は、審議会の所掌事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 条例第28条第1項の規定によるあっせん等を行うこと。
 - (2) 消費者が事業者に対して提起する訴訟の援助に関する事項を調査審議すること。
- 3 苦情処理部会は、審議会の委員のうちから、会長が指名する委員5人以内をもって組織する。
- 4 苦情処理部会に部会長を置き、当該苦情処理部会に属する委員の互選により定める。
- 5 部会長は、苦情処理部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故があるときは、当該苦情処理部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 7 審議会は、その定めるところにより、苦情処理部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（会議）

第20条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、審議会の会議の議長となる。
- 3 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 前各号の規定は、苦情処理部会の会議に準用する。

(あっせん等)

第21条 知事は、消費者の苦情を審議会のあっせん等に付したときは、その旨を苦情の申請者及びその相手方(以下この条において「申請者等」という。)に通知するものとする。

- 2 審議会は、調停の場合にあっては、申請者等に調停案を文書で提示することにより調停を行う。
- 3 調停は、申請者等が前項の規定による調停案に合意し、記名押印したときに成立する。
- 4 審議会は、申請者等の間に合意が成立する見込みがないと認めたときは、あっせん等を打ち切るものとする。
- 5 審議会は、前項の規定によりあっせん等を打ち切ったときは、その旨を申請者等に通知するものとする。
- 6 審議会は、あっせん等が成立したとき、又はあっせん等を打ち切ったときは、その旨を知事に報告するものとする。

(専門委員)

第22条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、審議会が推薦した者について、知事が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第23条 審議会の庶務は、環境生活部において処理する。

(委任)

第24条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。